

函館市公的年金の受給権者の現況届等に係る証明に
関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市手数料条例（平成12年3月28日函館市条例第12号）第4条に規定する公的年金の受給権者の現況の届出に係る証明の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公的年金)

第2条 公的年金は、次に掲げる年金とする。

- (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金および国民年金基金による年金
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金および厚生年金基金による年金
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく共済年金
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済年金
- (5) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に基づく共済年金
- (6) 農業漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）に基づく共済年金
- (7) 恩給法（大正12年法律第48号）に基づく恩給
- (8) 国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）に基づく互助年金
- (9) 農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づく農業者年金基金による年金
- (10) 石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）に基づく石炭鉱業年金基金による年金
- (11) 前各号に掲げる年金等に準ずると市長が認めるもの

(証明)

第3条 現況の届出に係る証明は、前条の公的年金を管掌する機関が当該年金の受給権者に対しあらかじめ交付した現況届、身上報告書その他これらに類する帳票（以下「現況届等」という。）に市長が行う住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項についての証明とする。

(申請)

第4条 現況の届出に係る証明を受けようとする者は、別記様式の請求書に当該現況届等を添付して市長に請求しなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。